

日本学生支援機構奨学金 返還免除内定候補者の募集について(修士課程)

●制度概要

日本学生支援機構の第一種貸与奨学金には、大学院在学時に特に優れた業績を挙げたと認められる者に対して、貸与終了時に貸与金の全額又は半額の返還を免除する制度があります。このたび、修士課程へ進学を予定している学部生等を対象に、修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的に、返還免除の内定制度が創設されました。

日本学生支援機構奨学金の返還免除制度の詳細は以下 URL よりご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/index.html>

●応募資格者

2023（令和 5）年度に本学の大学院修士課程への進学を希望し、日本学生支援機構の第一種奨学金を貸与予定で、以下の（1）～（3）のいずれも満たす必要があります。

（1）大学学部等において修学支援新制度を利用していること又は修学支援新制度は利用していないが、住民税非課税世帯であることが本学で確認できること。

（2）特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）の進学を希望していること。

※本学の全専攻が特定分野の対象です

（3）将来、上記（2）に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を備えて活動することができると認められる者。

※外国籍の学生は、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「定住者」のみが対象です。

※2023年2月に実施する後期入試受験者も対象となります。

●申請手順

1.申請書類の取得

採用時返還免除内定候補者申請書(修士課程)は、同掲示添付よりダウンロードしてください。

【申請書類】

- ・返還免除内定候補者申請書(修士課程)
- ・成績証明書(申請時点での最新のもの)

以下のうち、該当するものいずれかの書類を提出してください。

(修学支援新制度対象者)

- ・修学支援新制度の奨学金の奨学生番号が明記されている書類

※修学支援新制度の奨学金の奨学生番号が明記されている書類の例

採用決定通知書の写し、スカラネットパーソナルの画面印刷等
(修学支援新制度対象者以外)

・令和4年度の住民税非課税証明書

住民税非課税証明書は、本人と生計維持者(原則父母)にかかる令和4年度の所得・課税証明書を提出してください。

2.申請方法

申請書類を学生支援課へ提出し、スカラネットの入力を定められた期限までに完了してください。
期限までに申請書類提出・スカラネットの入力を完了しなかった場合は、申請出来ませんので、
ご注意ください。

① 申請書類の提出

【提出期限】

2023年2月14日(火)(郵送の場合は、必着)

【提出/郵送先】

新宿キャンパス 学生支援課

八王子キャンパス 学生支援課

(郵送の場合は、以下宛先に送付してください)

〒163-8677 東京都新宿区西新宿1-24-2 工学院大学 学生支援課 宛

※郵送用の封筒に「返還免除内定候補者申請書類在中」と明記してください。

② スカラネットへの入力

提出した申請書類を確認後、スカラネット入力のための識別番号(ID,PW)を発行いたします。
必ず入力してください。

【スカラネット入力期限】

2023年2月15日(水)

※同掲示にスカラネット入力下書き用紙がありますので、入力の際は必要に応じてご利用ください。
なお、スカラネット入力下書き用紙の提出は不要です。

●選考・結果発表

学内選考を経て、日本学生支援機構への推薦後、日本学生支援機構が内定候補者を決定します(2023年6月下旬予定)。

●注意事項

(1)内定候補者となった大学院以外に進学した場合は、資格を失います。また、2023年2月実施の後

期入試で不合格だった場合も資格を失います。

(2)第一種奨学金の申し込みは、内定候補者の申請とは別に行う必要があります。大学院の予約採用もしくは修士課程進学後の4月に在学採用で申し込みをし、採用されなければなりません。

(3)第一種奨学金が不採用の場合、内定候補者として決定した場合でもその効力を失うこととなります。

(4)内定者として決定された場合も、奨学金貸与終了年度に改めて返還免除の申請が必要です。

(5)内定者となった後も、2年生への進級時に内定者として相応しい成績を修めているか中間評価がなされます。内定者として相応しい成績を修めていない場合は、「内定取消」となります。なお、中間評価において、本人が行う手続きはありません。

(6)以下に該当する場合、「内定取消」となり、内定候補者としての資格を失います。

①貸与中の奨学金について「停止」「廃止」「警告」の処置を受けた場合

②修業年限内に課程を修了する見込みがなくなったとき

※内定を取り消された場合でも、従来の奨学金終了年度の「特に優れた業績による返還免除」に申請することができます。

(7)今回の内定候補者に採用されなかったとしても、従来の奨学金貸与終了年度の「特に優れた業績による返還免除」に申請することができます。

●問い合わせ先

学事部 学生支援課

電話番号：03-3340-0105 メールアドレス：sgakusei_gakusei@sc.kogakuin.ac.jp

<学事部・学生支援課>